

特定個人情報保護評価計画管理書

[記載要領]

評価実施機関名

この記載要領は令和4年3月23日公布の特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に沿ったものです。今後、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)により改訂される可能性があることにご留意ください。

・評価実施機関として1つでも特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)を実施する場合は、特定個人情報保護評価計画管理書(以下「計画管理書」という。)を作成することになります。
・最初の特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の委員会への提出の際に、併せて提出してください。

・計画管理書を提出する評価実施機関の名称を記載してください(例:〇〇大臣、〇〇庁長官、〇〇県知事、〇〇市長、〇〇市教育委員会、独立行政法人〇〇等)。
・計画管理書は、指針に定める評価の実施主体(行政機関の長、地方公共団体の長その他の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方公共団体情報システム機構、情報連携を行う事業者)を単位として作成・提出してください。

作成・最終更新日

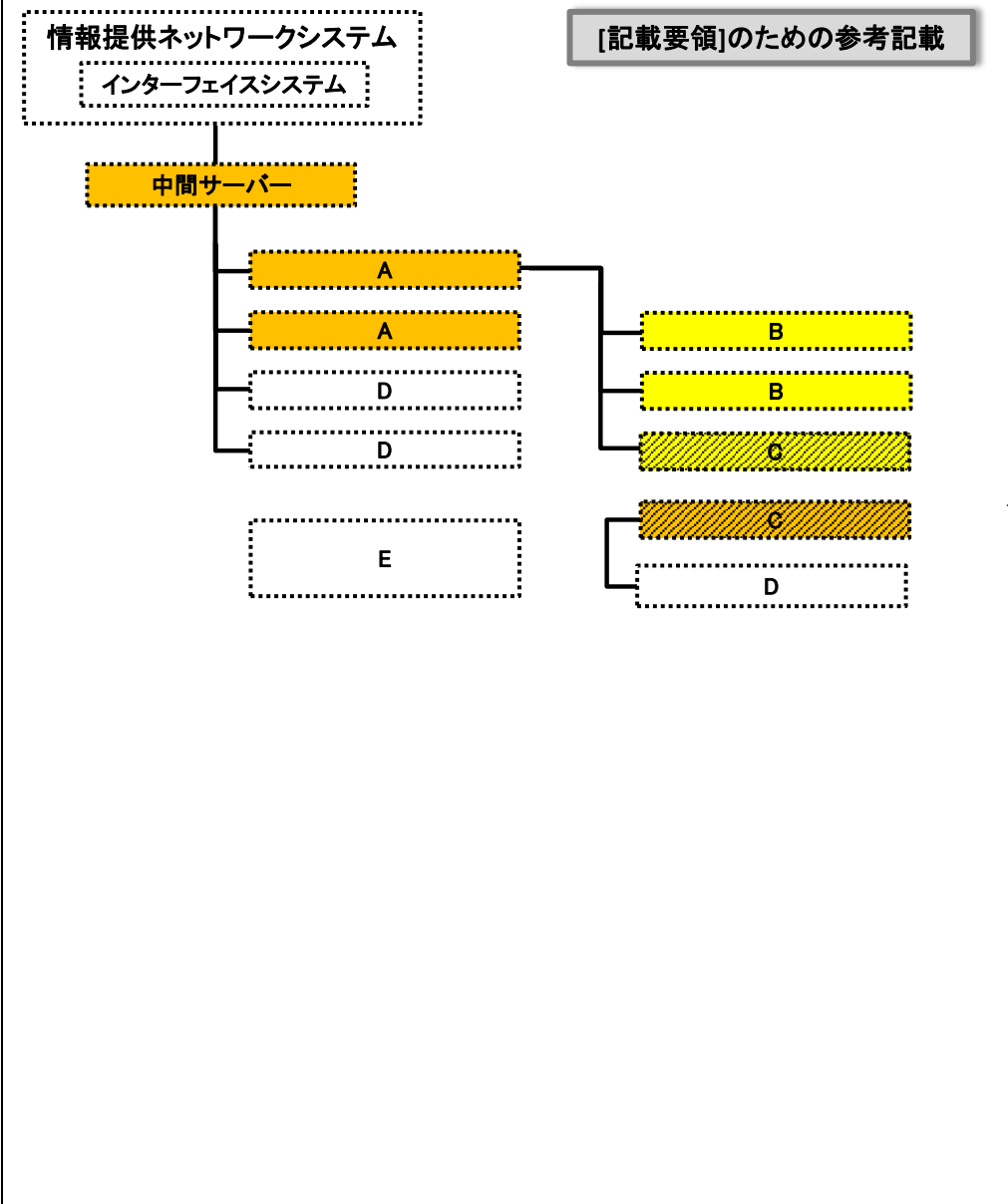
計画管理書を最初に作成した日又は最終更新した日を記載してください。マイナンバー保護評価システムで評価書を提出する際は、計画管理書の「作成・最終更新日」が評価書を提出する日から1週間以内の日付でないと提出できません。マイナンバー保護評価システムに計画管理書を提出した後は、速やかに評価書の提出・公表を行うように努めてください。

担当部署

計画管理書の作成・更新、委員会への提出など、評価実施機関において実施する評価に関連する全ての事務の取りまとめを担当する部署の名称を記載してください。個々の評価の実施を担当する部署とは異なることが多いと考えられます。

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	<p>評価対象の事務において個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。番号別表第一の事務については、別表第一の項の番号を記載してください。別表第一以外の番号法の規定、住民基本台帳法第7条等の番号法以外の国の法令の規定又は番号法第9条第2項に基づく条例の規定を根拠とする場合は、法令名及び条項を記載してください。</p>				<p>・基礎項目評価を初回実施した際又は再実施した際（評価書の修正は含みません。）の評価書の公表日を記載してください。 ・委員会への評価書の提出は評価実施機関内の決裁を得てから行ってください。 ・まだ初回の基礎項目評価を実施していない場合は、空欄としてください。</p>			<p>しきい値判断の結果を選択してください。より詳細な評価を任意で実施する場合は、しきい値判断の結果に続いて任意で実施する評価を括弧書きしているものを選択してください。評価が義務付けられず、任意でも評価をしない事務については「空欄」にしてください。</p>		<p>・評価の実施が義務付けられない事務、評価実施機関が複数存在し自らが取りまとめとならない事務等、特定個人情報ファイルを取り扱うものの評価を実施しない事務について、評価を実施しない旨とその根拠・理由を記載してください。 ・その他特記事項があれば、記載してください。</p>	
	<p>・評価実施機関における評価書の提出や、委員会による評価書の管理における利便性の観点から、評価書に番号を付けるものです。個々の評価書の表紙の「評価書番号」欄に記載する番号と同じものを記載してください。半角数字で記入してください。 ・評価の実施が義務付けられない事務、評価実施機関が複数存在し自らが取りまとめとならない事務等、特定個人情報ファイルを取り扱うものの評価を実施しない事務については、「-」と記載してください。 ・一度付けた評価書番号は、原則として、変更しないでください。評価対象の事務の実施をやめるなどした日から3年以上経過し、評価書の公表をやめる場合等は、評価書番号は再利用せず欠番としてください。</p>				<p>情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うものは「○」、行わないものは「×」を選択してください。</p>			<p>まだ初回の基礎項目評価を実施していない場合は、その実施予定の時期を記載してください。初回の基礎項目評価を実施済みの場合は、次回の実施予定が決まっていればその時期を記載してください。</p>		<p>・まだ初回の重点項目評価又は全項目評価を実施していない場合は、その実施予定の時期を記載してください。初回の重点項目評価又は全項目評価を実施済みの場合は、次回の実施予定が決まっていればその時期を記載してください。 ・重点項目評価又は全項目評価の実施が義務付けられておらず実施しない場合、初回の基礎項目評価を行っていない場合は、空欄としてください。</p>	
	<p>・特定個人情報ファイルを取り扱う事務及びその事務において使用するシステムの名称を記載してください。個々の評価書の該当欄に記載する名称と同じものを記載してください。 ・事務に正式な名称がない場合は、事務の内容を表す簡潔な名称を作成し、記載してください。 ・複数のシステムを使用する場合は、全てのシステムの名称を記載してください。システムを使用せずに事務を実施する場合は、「使用せず」と記載してください。</p>				<p>・重点項目評価又は全項目評価を初回実施した際又は再実施した際（評価書の修正は含みません。）の評価書の公表日を記載してください。 ・委員会への評価書の提出は評価実施機関内の決裁を得てから行ってください。 ・まだ初回の重点項目評価又は全項目評価を実施していない場合は、空欄としてください。重点項目評価又は全項目評価の実施が義務付けられておらず実施しない場合、初回の基礎項目評価を行っていない場合も、空欄としてください。</p>			<p>・各事務についての評価の実施を担当する部署の名称を記載してください。 ・（計画管理書の表紙に記載した）評価実施機関において実施する評価に関連する全ての事務の取りまとめを担当する部署とは異なることが多いと考えられます。</p>			
	<p>・特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務について、事務を単位として記載してください。対象人数が1,000人未満である等の理由により評価の実施が義務付けられない事務、評価実施機関が複数存在し自らが取りまとめとならない事務等、特定個人情報ファイルを取り扱うものの評価を実施しない事務であっても、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は全て記載してください。 ・計画管理書の作成・最終更新時点で未定の項目については「未定」と記載・選択してください。 ・評価対象の事務の実施をやめるなどした日から3年以上経過し、評価書の公表をやめたとき等は、備考欄にその旨を記載してください。</p>										



・評価実施機関として1つでも全項目評価を実施する場合は、別添1、2を記載してください。全項目評価を1つも実施しない場合は記載の必要はありませんが、任意で記載することが望まれます。

・別添1、2を記載する目的は、評価実施機関が使用するシステム及び評価実施機関内のシステム間のネットワーク接続の状況を把握し、個人番号(符号を含む。以下同じ。)にアクセスできないシステムがどのような方法でアクセスを妨げられているかを示し、それらのシステムを使用する事務が評価の対象とならないことの妥当性を確認することです。

・別添1、2で扱うのはシステムであり、事務やファイルではないことにご注意ください。

・直接入力せず、表計算ソフトウェアその他の事務処理で用いられる一般的なソフトウェアを用いて作成した図を、オブジェクト・図として貼り付けてください。

・評価実施機関が使用する全てのシステムの概要を、以下のシステム類型ごとの説明を参照しながら図示してください。また、システム間のネットワーク接続の状況が分かるようにネットワーク接続を黒い実線で示してください。

… 計画管理書に記載したシステムのうち、個人番号を直接保有するシステム(下のイメージ図の事務システムXのタイプ): オレンジ色で示してください(網掛けなし)。(左の参考記載の中間サーバー、A)

… 計画管理書に記載したシステムのうち、個人番号をシステム内に保有しないが、他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム(下のイメージ図の事務システムYのタイプ): 黄色で示してください(網掛けなし)。(左の参考記載のB)

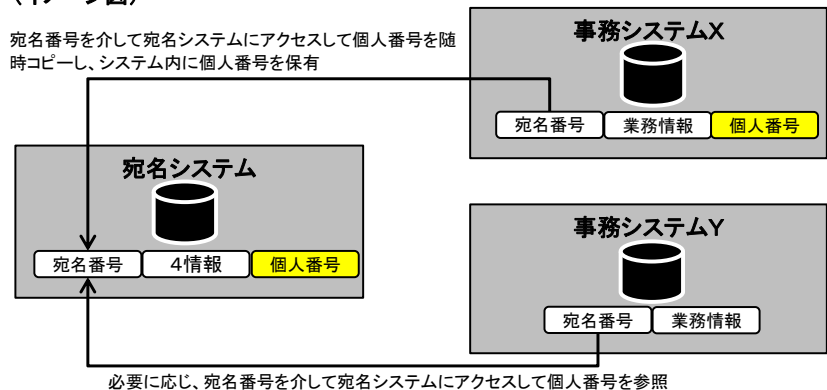
… 計画管理書に記載したシステムのうち、対象人数が1,000人未満である等の理由により評価の実施が義務付けられない事務のみにおいて使用するシステム: オレンジ色又は黄色で示した上で、網掛けしてください。(左の参考記載のC)

… 個人番号にアクセスできないシステムのうち、個人番号を直接保有しているシステムとネットワーク接続している全てのシステム: 白色で示した上で、ネットワーク接続を黒い実線で示してください。(左の参考記載のD)

… 個人番号にアクセスできないシステムのうち、個人番号にアクセスできるシステムとネットワーク接続していないシステム: 白色。必ずしも全てのシステムを記載する必要はなく、代表的なシステムの名称とともに「その他25システム」といった記載でも結構です。(左の参考記載のE)

(イメージ図)

宛名番号を介して宛名システムにアクセスして個人番号を随時コピーし、システム内に個人番号を保有



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス	
1. 個人番号にアクセスできるシステム	
個人番号を直接保有するシステム	
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	
2. 個人番号にアクセスできないシステム	
ネットワークが物理的に分離しているシステム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	

個人番号にアクセスできるシステムのうち、個人番号を直接保有するシステム(別添1のオレンジ色)の名称を記載してください。

個人番号にアクセスできるシステムのうち、個人番号をシステム内に保有しないが、他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム(別添1の黄色)の名称を記載してください。

上記1.に記載したシステムとネットワークが物理的に分離し、個人番号へのアクセスが妨げられているシステムの名称を記載してください。別添1において、オレンジ色又は黄色のシステムと黒い実線でつながっていない白色のシステムです。件数が多い場合は、代表的なシステムの名称とともに「その他25システム」といった記載でも結構です。

上記1.に記載したシステムとネットワークが論理的に分離し、個人番号へのアクセスが妨げられているシステムの名称を記載してください。別添1において、オレンジ色又は黄色のシステムと黒い実線でつながっている白色のシステムのうち、例えば、VLAN、SDNIによる分離を行うことで個人番号へのアクセスを妨げているものです。どのような方法でアクセスが妨げられているかをシステムごとに具体的に記載してください。

上記1.に記載したシステムとネットワーク接続しているが、アクセス制御によって個人番号へのアクセスが妨げられているシステムの名称を記載してください。別添1において、オレンジ色又は黄色のシステムと黒い実線でつながっている白色のシステムのうち、アプリケーション側でのアクセス制御やデータベース側でのアクセス制御を行うことで個人番号へのアクセスを妨げているものです。どのような方法でアクセス制御が行われているかをシステムごとに具体的に記載してください。